⑵　申請書等の提出方法　次に掲げる書類をＡ４判のフラットファイル（色は問わない。）に綴じて、８に掲げる申請書等の提出先に持参又は郵送（書留等）すること。

また、資格審査結果の通知書を送付するための返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付する。）を提出すること。

①　建設工事

イ　申請書（建設工事）
ロ　業態調書
ハ　営業所一覧表
ニ　工事経歴書
ホ　共同企業体等調書
ヘ　建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体の場合）
ト　総合評定値通知書の写し
チ　納税証明書又はその写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の２又はその３の３）
リ　委任状（行政書士等の代理申請による場合）

②　測量・建設コンサルタント等業務

イ　申請書（測量・建設コンサルタント等）
ロ　技術者経歴書
ハ　営業所一覧表
ニ　測量等実績調書
ホ　登記事項証明書（個人の場合にあっては身元証明書）又はその写し
ヘ　登録証明書等又はその写し
ト　財務諸表類（１年分）
チ　納税証明書又はその写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の２又はその３の３）
リ　委任状（行政書士等の代理申請による場合）

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で記載すること。

なお、外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付すること。

②　申請書等の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

４　競争に参加できない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者

⑵　予決令第71条第１項に該当すると認められる者

５　競争参加者の資格及び審査

参議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成８年12月26日議長決定）により行う。

６　資格審査結果の通知

資格審査の結果を文書により通知（返信用封筒の送付先に郵送）する。

７　資格の有効期間

平成27年４月１日から平成29年３月31日までとする。

なお、随時申請の場合は、資格を付与されたときから平成29年３月31日までとする。

８　申請書等の提出先、競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

〒100―0014　東京都千代田区永田町１―11―16　参議院管理部営繕課・電気施設課契約係　電話03（5521）7536

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度の文部科学省における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 11 月 28 日

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

関　　靖直

◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13

１　工事種別

建設工事の工事種別は、次のとおりとする。

一式工事：土木一式工事、建築一式工事

一式以外工事：大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

２　申請の時期

⑴　インターネットによる申請の場合

原則、インターネットにより申請するものとし、その時期は、平成26年12月１日から平成27年１月15日までとする。

⑵　インターネットによる申請以外の場合

⑴により難い場合又は３⑷に該当する場合は、次のいずれかによる。

ア　郵送による申請の場合

平成27年１月５日から平成27年１月30日（当日消印有効）までとする。

イ　持参による申請の場合

平成27年１月５日から平成27年１月30日までの午前10時00分から午後12時00分及び午後１時30分から午後５時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとする。

⑶　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第１項に規定する特定調達契約について、一般競争に付す旨の公告に基づき資格審査の申請をしようとする場合、その他平成27年１月30日までに３⑵の申請書等を提出することができない場合は⑴及び⑵の限りでない。

３　申請の方法

⑴　申請書等の入手方法

ア　インターネットによる申請の場合

次に掲げるアドレスにアクセスし、平成26年11月４日から平成26年12月26日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。なお、詳細については、建設工事資格審査インターネット一元受付ヘルプデスク　電話番号052―725―7671へ問い合わせること。

http://www.pqr.mlit.go.jp/

イ　郵送又は持参による申請の場合

申請書の配布に関する情報は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下、「契約情報室」という。）電話番号03―5253―4111（内線2309・3699）又は契約情報室ホームページ http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=Mにおいて提供する。

⑵　申請書等の提出方法

ア　インターネットによる申請の場合

⑴アに掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴アにおいて入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、添付書類としてイ⑼を次に掲げる送付先にファックス送信するものとする（入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く）。

建設工事資格審査インターネット一元受付ヘルプデスク　ファックス番号052―725―7672

イ　郵送又は持参による申請の場合

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、〒100―8959 東京都千代田区霞が関３－２－２契約情報室に郵送又は持参すること。

㋐　営業所一覧表

㋑　総合評定値通知書の写し（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のもの。ただし、審査基準日が平成25年６月30日以降のもの。（総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出した場合はその限りでない。））

㋒　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３月前までの間のものに限る。）

㋓　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合に限る。）

⑶　日本語訳の付記等

ア　この公示により提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。